

第7章 児童・生徒指導

児童・生徒指導とは、児童生徒の個性・社会性を伸ばし、将来における社会的自立や自己実現に向けた自己指導能力の育成を目指す指導・援助を、学校の特質である集団活動を中心としながら進めることです。各学校においては、児童・生徒指導の目的を踏まえ、教育活動全体を通じてその一層の充実を図っていくことが必要になります。

本県教育の5年間（令和7年度まで）の方向性を示した、「栃木県教育振興基本計画 2025—とちぎ教育ビジョン—」には、基本施策8として自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実が掲載され、施策の方向について以下のように示されています。

自己指導能力とは、自己受容と自己理解を基盤に、目標達成に向けて、自発的・自律的に自らの行動を決断し、実行する力のことです。

また、児童・生徒指導は、一人一人の児童生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質や能力・態度を育成し、さらに将来において社会的に自己実現できるような資質・態度を形成していくための指導・援助であり、個々の児童生徒の自己指導能力の育成を目指すものです。

児童生徒が、将来の自己実現（社会的自立）に向けて、自ら課題を発見し、その解決のための自己及び周囲にとって適切な行動を自ら考え、適切な自己選択と自己決定を行いながら、様々な人々と協働し、責任をもって行動できる力を身に付けることができるよう、児童生徒の自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実を図っていきます。

1 児童・生徒指導の意義

(1) 自己指導能力の育成

自己指導能力とは、自己受容と自己理解を基盤に、自らの目標を明確化し、目標達成に向けて自発的、自律的に行動を決断、実行するなどの能力を指します。

各学校においては、自己指導能力の育成を図る3つの留意点を踏まえて、児童生徒に関わる必要があるとなります。（以下参照）

自己指導能力の育成を図る3つの留意点	児童生徒への具体的な関わりの例
ア 自己存在感を与えること	・意図的に活躍の場をつくり、取り組む姿勢や活動内容について賞賛する。 ・役割を与えて、貢献する喜びを体験させる。
イ 共感的人間関係を育成すること	・教職員自らが自己開示して、人間的なふれあいをもつ。 ・受容と許容を混同しない。
ウ 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助すること	・ルールにかなった選択幅の中で、自他のためになることを自己決定させる。 ・決定したことは必ず守らせる。

(2) 学業指導の充実

学業指導とは、それぞれの学級を「学びに向かう集団」に高めながら、児童生徒一人一人が自らの力で様々な不適応を解消し、社会性を身に付けたり、意欲的に学習活動に取り組んで学力を向上させたりして自己実現（社会的自立）を図っていくための指導・援助のことです。

これは、「集団の中で学ぶ」という学校教育の特質を生かして、児童生徒一人一人を成長させるという考え方に立つものです。また、学業指導を充実させるとは、「学びに向かう集団づくり」と「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」の両面から取り組み、相互の関連を図りつつ、スパイラルに推進していくことを示します。

(3) 組織的な指導 ～全教職員の連携・協力～

ア 指導体制

学級担任等が一人で問題を抱え込むことのないように、校長のリーダーシップの下、児童・生徒指導担当や各主任等が自らの役割を自覚し、組織として機能させることが望めます。また、事故や問題行動が起きた場合には、初期対応が非常に重要であるため、「素早く、適切で、誠意ある対応」を心掛け、児童生徒や保護者に不安感や不信感を抱かせないことが大切になります。

イ 児童指導主任・生徒指導主事の役割

児童指導主任・生徒指導主事は、校長の指導の下に、学校における児童・生徒指導を組織的・有機的に運営するための中心となり、児童・生徒指導に関する連絡・調整及び指導・助言を行うことが必要になります。学校の児童・生徒指導体制が適切に機能するかどうかは、児童指導主任・生徒指導主事の力量に頼る面が大きく、学年やブロックを越えたリーダーであることが望めます。

また、「生徒指導の役割連携の推進に向けて」（国立教育政策研究所生徒指導研究センター）を参考に、自校の児童・生徒指導を組織として機能させていくことが望めます。



ウ チームによる支援

チームによる支援とは、問題を抱える個々の児童生徒について、管理職、児童・生徒指導担当、教育相談担当、学年主任、学級担任、養護教諭等の校内の教職員や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部の専門家が、チームを編成して児童生徒を指導・援助し、また、家庭への支援も行い問題解決を行うことです。チームによる支援を行うためには、教職員間で指導の在り方について共通理解をもつとともに、チームとして協働して解決に取り組もうとする教職員の意識が重要であり、校務分掌の明確化や全校指導体制の確立、研修の実施等が欠かせません。

2 教育相談

(1) 教育相談体制の構築

教育相談は、学校生活において児童生徒と接する教員にとって不可欠な業務であり、学校における、基盤的な機能の1つといえます。全校を挙げて、教育相談を効果的に推進するためには、その中心となって、連絡や調整等を行う部・係・委員会等の組織が必要であり、組織内の分掌として、その役割と責任を明確にし、共通理解を図りながら推進することが大切です。

教育相談を組織的に行うためには、コーディネーター役として、校内体制の連絡・調整に当たる教育相談担当教員の存在が重要です。また、心の問題を言語化できずに何らかの身体症状で訴える児童生徒が増える中で、教育相談体制における養護教諭の役割は重要です。

(2) 教育相談担当教員の役割

教育相談担当の校務分掌での位置付けは学校によって様々です。児童・生徒指導部の中に位置付けられたり、学校によっては特別支援教育コーディネーターや不登校問題の担当を兼ねていたりします。教育相談担当教員には、右に示す役割を十分に発揮することが望まれます。

【教育相談担当教員の役割】

- 学級担任へのサポート
- 校内への情報提供
- 校内及び校外の関係機関との連絡・調整
- 危機介入のコーディネート
- 教育相談に関する校内研修の企画運営
- 教育相談に関する調査研究の推進 等

(3) スクールカウンセラー（SC）の活用

本地区には、14名のSC及びSCに準ずる者が全校に配置されています。

活用に当たっては、SC担当教員がSCの勤務日に合わせて校内事例検討会をセッティングしたり、学級担任が特別な支援を要する児童生徒に対して「個別の指導計画」を作成する際、専門的な立場からアドバイスを行うよう計画したりするなど、積極的にコーディネートすることが望まれます。

【スクールカウンセラーの主な職務】

- 児童生徒や保護者へのカウンセリング
 - 児童生徒のアセスメント
 - 学校内におけるチーム体制の支援
 - 保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供
 - 関係機関等の紹介
 - 教職員研修
- 等

(4) スクールソーシャルワーカー（SSWR）の活用

本地区には、12名のSSWRが配置されています。社会福祉の専門的な知識・技能をもつSSWRを活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援することが望まれます。

【スクールソーシャルワーカーの主な職務】

- 問題を抱える児童生徒がおかれた環境への働きかけ
 - 関係機関とのネットワークの構築・連携・調整
 - 学校内におけるチーム体制の構築・支援
 - 保護者、教職員に対する支援・相談・情報提供
 - 教職員への研修活動
- 等

(5) 養護教諭の教育相談的役割

養護教諭は、「用事がないのに度々保健室に顔を出す」、「爪かみや身体のかきむしりの痕がある」、「不自然なけが等でよく来室する」等、身体に表れるサインや児童虐待の兆候などを早期に発見することができます。養護教諭は、児童生徒の発するサインを見逃さないようにするとともに、様々な訴えに対して、心身の健康観察や情報収集を図り、問題の背景を分析し情報を校内で共有することが重要です。

【養護教諭の教育相談的役割を果たすポイント】

- 保健室で抱え込まず、学級担任等と連携する。
 - 教職員や管理職と日頃からコミュニケーションを図る。
 - 校内へ定期的な活動報告を行う。
 - 保健室の利用状況について学級担任との連絡の在り方等について共通理解を図る。
 - 職員会議で養護教諭からの報告の機会を確保する。
 - 校内研修会で保健室からの事例を取り上げる。
 - 教育相談の校内組織に養護教諭を位置付ける。
- 等

3 問題行動等への対応

(1) 問題行動等についての理解

ア 全ての児童生徒が問題行動の要因を内包している可能性があること

子供から大人になる段階での問題行動と捉え、一過性の逸脱行為、社会的に自立していくための試行錯誤と考えることが大切です。特に、心身の変動の激しい思春期は、好ましくない社会的な影響を受けやすく、いつ誰もが問題行動を起こす可能性があるため、予防に努めることが求められます。

イ 小学校で問題行動の予兆があること

喫煙、飲酒、万引き、暴力行為、いじめ、不登校等は、小学校から始まっている場合も見られます。「見て見ぬ振りをする」、「小学生だからまあいいではないか」と安易に考えて問題を放置し、毅然とした指導をしていない場合は、思春期になり再発する場合があります。小学校では、児童指導主任を中心とした学校体制として指導を進めていくことが大切です。

ウ 成長を促す児童・生徒指導を進めること

問題行動を未然に防止するには、学校生活を意義深く過ごし得る条件を作り上げる積極的立場から考えていくことが大切です。それぞれの教職員が児童生徒の人間性を信じ、児童生徒が本来もつ将来の可能性、潜在能力を正しく生かすには、学級での話し合い、ロールプレイ、体験活動など、学校全体で、望ましい人間関係をつくる取組を行っていくことが望まれます。

エ 発達障害と問題行動

自閉症スペクトラム(ASD)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)等の発達障害の特性が、直接の要因として問題行動につながることはありません。発達障害の特性により生じる学力や対人関係の問題に対して、周りがそれに気付かずに、やる気の問題や努力不足という見方で無理強いをしたり、注意や叱責が繰り返されたりすると、失敗やつまずきの経験だけが積み重なることとなります。こうしたことがきっかけとなり、ストレスや不安感の高まり、自信や意欲の喪失、自己評価や自尊感情の低下を招くこととなります。さらには、適応困難、不登校や引きこもり、反社会的行動等、二次的な問題としての問題行動が生じることがあります。発達障害の特性のある児童生徒は、経験したことの振り返りや多面的に物事を捉えることを苦手に行っている場合が多いので、その都度、原因となった事象や状況の把握、適切な対処の仕方などを児童生徒一人一人の特性を踏まえて丁寧に教えていく指導が必要となります。

(2) 暴力行為

ア 基本的な考え方

暴力行為は、社会において許されない行為であることから、「学校においてもいかなる理由からも認められないし絶対に許されない行為である」と暴力を明確に否定するとともに、「暴力は人権の侵害でもあり人権尊重の精神に反する」との認識を全教職員が共有した上で学校における一致協力した取組が不可欠となります。

イ 暴力行為への対応

教員は、暴力行為への指導において、問題を起こした児童生徒との信頼関係に配慮した対話を心掛けるとともに、暴力が発生した背景と思われる一人一人の資質・性格や生活環境などを把握し、きめ細かく理解した上で、児童生徒の指導や援助に結び付けていく必要があります。なお、学校における秩序の破壊や他の児童生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、教職員の毅然とした対応や解決に向けた粘り強い姿勢が求められるとともに、場合によっては出席停止などの措置が必要となることもあります。

(3) いじめ

ア いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

加害行為の「継続性」「集団性」や「一方的」など被害・加害児童生徒の力関係の差等の要素によりいじめの定義を限定して解釈することなく、いじめ防止対策推進法の定義に則った正確な認知を全校体制で行っていくことが求められます。

イ いじめ問題の理解

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題です。しかも、最近のいじめは情報通信機器の介在により、

一層見えにくいものになっています。教職員は、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こり得るものであること」、また、「誰もが被害者にも加害者になり得るものであること」を十分に認識しておく必要があります。

ウ いじめへの対応

いじめについては、いじめ防止対策推進法やガイドライン等に基づく適切な対応が求められます。栃木県教育委員会から出された「いじめ対応ハンドブック～いじめ防止対策推進法等対応版～」(平成 31 (2019) 年 3 月)において、具体的な対応が示されていますので、参考にしてください。

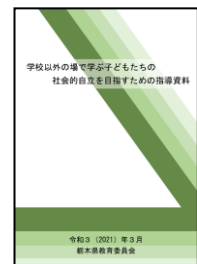


(4) 不登校

ア 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

不登校児童生徒については、個々の状況に応じて支援を行うことが必要であり、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指します。

栃木県教育委員会から出された「学校以外の場で学ぶ子どもたちの社会的自立を目指すための指導資料」(令和 3 (2021) 年 3 月)には、各学校における支援体制の整備・推進に向けた取組や関係機関との連携の在り方などについて、手順や配慮事項、留意点等が示されていますので、参考にしてください。



イ 不登校への対応

(ア) 実態把握と適切な支援

不登校の原因が、心理的な問題だけでなく、いじめや虐待、発達障害、そして家庭環境など複雑である現状に対して、ただ「待つ」のみではなく、不登校の児童生徒がどのような状態にありどのような支援を必要としているのか、その都度見極め(アセスメント)を行った上で、適切な働き掛けや関わりをもつことが必要です。「この児童生徒はどんなタイプの不登校か」、「どのようなニーズを抱えているのか」を見極め、その上で「誰が、いつ、どのような関わりをすべきか」が判断される必要があります。その際、児童生徒・保護者と学校との関係を丁寧に構築しつつ、児童生徒本人が社会とのつながりを形成し主体的に歩み出せるための支援を行うことが大切です。

(イ) 働き掛け

○初期対応

欠席が気になる児童生徒(月の欠席が3日程度)に対する適切な指導・支援を進めることは、長期的な欠席を未然に防ぐこととなります。栃木県総合教育センターから出された「欠席が気になる児童生徒への指導のヒント～不登校の初期対応～」(平成 30 年 3 月)において、具体的な指導・支援の取組が示されていますので、参考にしてください。

○組織的対応と指導記録の作成

情報を共有し、共通理解の下で一貫した指導・援助に当たるための体制を構築することが大切であることはいまでもありませんが、具体的には、不登校児童生徒についての個別の指導記録を作成することも有効な方法の一つです。

○適応指導教室等に通室している児童生徒への対応

学校に登校できない児童生徒が適応指導教室等に通っている場合や家庭から出られない場合も、自らの学校・学級の一員として関係の糸を切らないよう、不登校児童生徒やその保護者との関わりをもち続けることが大切です。適応指導教室等に通っている場合には、担任の教員等が適応指導教室等に出向き、児童生徒の様子を把握したり、学習や行事等の内容を児童生徒に伝えたりすることを継続して実施していくことが求められます。

(ウ) ネットワークづくり

不登校については、原因も状態も複雑化・多様化していることもあり、連携すべき専門機関は多岐にわたります。教育委員会や適応指導教室、児童相談所等の公的機関だけでなく、民間施設等とも積極的に連携し、相互に協力・補完しつつ対応に当たることが重要になります。それと同時に、児童生徒の発達段階に応じた指導を継続的に行うためにも、幼保・小・中間で連携を深め、適切な関わりができるような情報の共有が求められます。

(エ) 全ての児童生徒にとって居場所となる学校

不登校児童生徒の学校復帰を目指すに当たっても、また不登校の予防・開発的な対応という視点からも、学校教育をより充実させるための取組を展開することが大切になります。

特に、学級や学校をどの児童生徒にとっても落ち着ける場所にする「居場所づくり」、日々の授業や行事等において、全ての児童生徒が活躍し、互いが認め合える場面を実現していく「絆づくり」について、バランスよく推進していくことが大切です。

(オ) 保護者支援

不登校の児童生徒と直接向き合っている保護者の不安や悩みは大変大きく、時にそれが児童生徒の心身の状態に影響を及ぼすこともあります。こうした保護者を支援し、児童生徒のみならず家庭に対し適切な働き掛けや支援を行うことが、不登校児童生徒本人にも効果を及ぼすものと期待されます。その意味からも、保護者に対し担任の教員や養護教諭が相談に応じたり、必要な専門的相談の場を紹介したりするなど、適時適切な対応が求められます。

(5) ネットトラブル

情報通信機器の発達により、児童生徒の情報活用能力の育成が求められています。それらの使い過ぎによって、児童生徒の生活習慣が崩れるケースや、さらには深刻なトラブルが発生しています。そのため、児童・生徒指導の面では、使い過ぎや学校等への不必要な持込み等を注意するとともに、利用時の危険回避等、情報の正しく安全な利用を含めた情報モラル教育が不可欠です。指導の際には、児童生徒自身が、「被害者とならない」、「加害者とならない」、「加害行為に手を貸さない」という視点が大切です。

また、GIGAスクール構想を受け、本年度より全児童生徒が端末を用いて学習に取り組んでいます。端末の適切な使用方法について、更なる情報モラル教育の推進が求められています。

ア 情報モラル教育

インターネットは日常生活や学習に役立つ一方で、その利用に際し、様々なトラブルも発生しています。その解消には、フィルタリングソフトの導入促進などの技術的対策を講じるとともに、児童生徒に情報モラルを身に付けさせることが大きな役割を果たします。

栃木県教育委員会から出された「ネットトラブル事例とその予防」（平成28年7月）において、本県において発生した事例、情報社会で適正な活動を行う基となる考え方と態度の育成に向けた指導資料や、児童生徒が主体となった未然防止の取組が示されていますので、参考にしてください。

イ 被害発生時の対処

ネットトラブルへの対応は、インターネットの性質上、できる限り迅速に行わなければなりません。普段から、児童生徒や保護者が教職員に相談できるような体制を整えておくことが重要です。さらに、その概要が管理者に速やかに伝わり、適切な指導や対応ができるように指導連絡体制も整備しておく必要があります。実際にトラブルが発生した場合の対応例を以下に示します。



【トラブル発生時の対応例】

- (ア) 書き込まれたページの保存…今後の指導のため、証拠を残す。
- ・デジカメで画面を撮影
 - ・プリントアウト
 - ・スクリーンショット
 - ・ファイルとして保存
- (イ) 書き込みの削除
- ・書き込んだ本人への指導
 - ・掲示板やサイト管理者へ依頼
 - ・プロバイダに依頼
- ※学校のパソコンを使用し、学校のメールアドレスから依頼を送信する。教職員個人の氏名や所属は記入しない。
- (ウ) 最寄りの警察署又は下記の県民相談室に相談
- 栃木県警察本部県民相談室 相談専用電話 028-627-9110

(6) 児童虐待

児童虐待は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4タイプに分類されます。児童虐待は家庭内で行われるという性格上、表面化しないケースが多く見られます。また、いくつかのタイプの虐待が複合している場合もあるので注意しなければなりません。児童虐待は子供の人権を著しく侵害するだけでなく、心に深い傷となって残り、人格形成に大きく影響を与えます。また、発達障害と似たような行動をとるケースもあります。思い込みによる誤った対応をすると、解決の遅れにつながる可能性がありますので注意をする必要があります。

各学校の教職員は、児童生徒を虐待から救い出せる立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努め、虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合は、速やかにこれを市町や児童相談所に通告しなければなりません。（児童虐待の防止等に関する法律第5条・第6条）

児童虐待への対応については、文部科学省より出された「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和元年5月9日）において、児童生徒や保護者との関わり等、日常の観察から通告及び通告後の対応について具体的に示されていますので、参考にしてください。

(7) 自殺予防

ア 未然防止

子供の自殺の原因は「個人」「学校」「家庭」それぞれの要因が複合的に結びついているとされています。「学校」が要因となる主なものとして、「友人関係のトラブル、いじめ」「学業不振、成績低下」「進路希望が親の意向と合わない」等が挙げられます。学校は、児童生徒の孤立感や自尊感情の低下に気づき、適切な指導・支援を行っていくことが求められます。

イ 自殺の危険を感じた場合の対応

自殺の危険を感じた場合の対応法として、「TALKの原則」に基づく対応が必要です。

TELL	心配していることを伝える
ASK	自殺について率直に尋ねる
LISTEN	絶望的な気持ちを傾聴する
KEEP SAFE	安全を確保する（自殺未遂は確実に医療機関に）

【参考資料】

- ・参考となる情報一覧 p. 78, 79 「7 児童・生徒指導」に記載されている資料と同じ。